

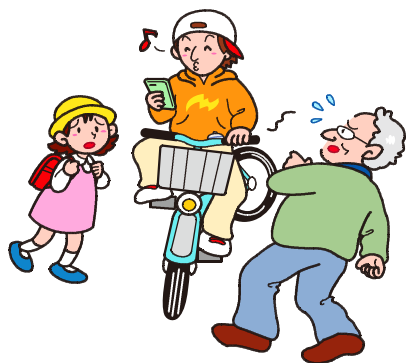


北のひろめ～る

令和 7年 2月 28日
釧路方面広尾警察署
交通係
電話:01558-2-0110
第 12 号

自転車罰則強化

昨年道路交通法が改正されています！



① 運転中のながらスマホ

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

② 酒気帯び運転及び幫助

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



これらの違反は車運転者講習制度の対象です



自転車運転者講習制度とは



自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った人が受ける講習です。



北海道釧路方面広尾警察署

